

No.	質問事項・・・各質問に当てはまる場合”は右記の必要書類をご用意ください。	必要書類	補足・諸注意
1	申請対象者が「新生児以外の子」につき、右記添付が必要となります。	「世帯全員が記載された住民票 1通(コピー不可)」※1	世帯主・続柄・筆頭者・本籍地を記載したものの発行を受けてください。(反対にマイナンバーと住民票コードは省略してください。) 同一世帯で一度の申請で複数名申請される場合は全体で1通だけで結構です。(個人ごとの単票で発行依頼しないでください。) 別居(住民票上別世帯)の場合は両世帯の住民票が必要 です。 特に注意:一部記載省略等により家族関係(夫婦・親子関係等)が立証できない場合は取り直していただくことになります。
2	被保険者の配偶者が西武健保に「被扶養者」として加入していない(離別・死別の場合は除く)	「配偶者の直近の収入証明いずれか1点」 ⇒給与収入のみの場合・・・「最新の源泉徴収票コピー」、「所得証明書(コピー不可)」等 個人事業主の場合・・・「確定申告書一式コピー(収支内訳書、損益計算書等の付属書類含む)」を添付 (夫婦で僅差の場合は被保険者の給与収入以外が判る書類を添付してください。)	被保険者と配偶者として収入を比較し、原則として収入が高いほうの被扶養者になります。ただし、被保険者の収入が配偶者の収入の90%以上であれば、被保険者が高いものとしてみなすことは可能です。 「長男を夫の扶養、二男を妻の扶養」などといった分割をして被扶養者とすることはできませんので、異なる組合同士で申請している場合は夫婦いずれかの被扶養者として寄せていただきます。
3	被保険者(従業員)が短時間労働者等で会社(事業主)からの給与が少なく、配偶者や申請対象者が収入を得ている。	被保険者(従業員)自身の給与以外の収入が判る書類	⇒年金通知書振込コピー、確定申告書(付属書類含む)一式コピー 等
4	申請する子について、住民票に記載されている筆頭者が被保険者ではなく、且つその筆頭者が同じ世帯の住民票に記載されていない。(離婚・死別等による)	「被保険者の方と筆頭者(配偶者)の方の関係を示す書類」〔戸籍謄本(コピー不可)※1、死亡届コピー、死亡診断書コピー等〕	上記が取得できないやむを得ない事情がある場合はその旨の事情書を作成してください。(理由が「取り寄せに時間を要する」はやむを得ない事情には該当しません。)
5	配偶者の扶養から切り替える。(既に前の健康保険の資格喪失している場合)	「健康保険資格喪失証明書」	発行元に資格喪失の詳細等について確認をさせていただく場合があります。 契約変更等で資格喪失後も就労を続けている場合は、以降連続3ヶ月間の給与実績が認定基準内であることが確認できるまでは認定できません。(見込みでは認めません)
6	被保険者と申請対象者が家庭都合により別居している。または、住民票上での世帯分離を行っている。(二世帯住宅、同一敷地内の別棟居住も別居となります。) ただし、申請対象者が実家を離れて遠隔地の学校に通学している場合、または、養護施設や特別養護老人ホームやグループホーム等に入居している場合は除きます。	「3ヶ月分の仕送り証明 (振込通知書等のコピー)」	別居先の家賃、学費等を被保険者が負担した証明書でも代用可能です。 西武健保では現金手渡し・同一口座間での金銭授受をされている場合、または仕送り額が少ないと判断された場合は認定できません。 なお、申請対象者自身が収入を得ている場合は、その収入を上回る額の仕送りを行っていただく必要があります。
7	被保険者と申請対象者が別居しており、申請対象者が養護施設等に入居している	「在園証明書」	対象の方が障害年金等を受給している場合は年金振込通知書等のコピーも提出が必要です。
8	その他組合の審査過程において疑義が生じた場合は、右記の作成・追加提出を求める場合があります。書式自由ですが、対象の方の現在の状況と認定すべき理由を記してください。	「事情書」または「嘆願書」※2	いずれも被保険者の方の自筆署名または記名押印が必要です。

※1. 住民票、課税証明書(所得証明書)、非課税証明書、戸籍謄本などの自治体発行による証明書は発行から3ヶ月以内のものでない場合は無効(受付不可)といたします。

※2. 各種事情書・嘆願書については定型書式はありませんので、各自にて認定を受けることが必要な事情および認定の嘆願の旨についてご記入ください。

※3. 給与明細が電子明細(メールやWebによる配信)の場合は、PDFデータやスクリーンショット等を印刷してください。特にスクリーンショットの場合は支給・控除共に各項目が判るように印刷してください。

その他・・・①審査の過程において、ご提出いただいた添付書類の他に上記質問事項以外の追加書類の提出を求める場合がありますのであらかじめご了承ください。また、申請に際して上記必要書類をすべてそろえたからといって申請対象者様が必ず当組合の被扶養者として認定されることを保証するものではありません。

収入自体が認定基準額以内であったとしても生計維持状況・個々の就労・収入状況、家族構成など様々な状況を総合的に判断して認否を決定いたします。

②申請に際し、公的機関等の証明書等に係る発行手数料については各自でご負担願います。いかなる場合でも発行手数料については当健保では負担いたしかねます。